

株 主 各 位

栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号

グランディハウス株式会社

代表取締役社長 村田 弘行

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前11時
（午前10時に開場いたします。） |
| 2. 場 所 | 宇都宮市大通り二丁目4番6号
ホテルニューイタヤ 3階 天平の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第24期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主でない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.grandy.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当日、当社役員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### I 企業集団の現況

#### 1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国経済は、上半期に消費税増税による駆け込み需要の反動減が見られ、その後も、円安に伴う物価上昇等もあって個人消費は弱含みで推移しました。しかしながら、政府・日銀の経済・金融政策により、企業収益の改善や株高が続く中、雇用・所得環境も改善が進む見込みとなり、景気は緩やかな回復基調に戻ったものとみられております。

住宅業界においては、駆け込み需要の反動減が顕著となり、新設住宅着工戸数は前年との比較では平成27年2月まで12か月連続で前年同月を下回って推移するなど受注環境は厳しい状況が続きました。一方で、住宅取得に係る各種の消費税増税の負担緩和策による需要の下支えや、史上最低水準の住宅ローン金利の継続などにより、当期末にかけて着工戸数そのものには回復の動きもみられるなど、需要回復への期待が高まる状況となりました。

このような状況下で、当社グループにおいては、「コア事業（不動産販売）の一層の強化」をテーマに、新築住宅販売のさらなる強化に取り組んでまいりました。当期の重点エリアである千葉県においては、概ね予定通り販売を拡大するとともに、既存営業エリアにおいてもシェアの確保に向けて新規出店や体感型ショールームの開設を行いました。また、平成26年9月には、新築住宅販売事業開始（平成8年）以来の累計販売棟数1万棟を達成することができました。

このような取組みの中、当期の新築住宅販売は、上半期において消費税増税の影響が長引いたことで低迷が避けられなかったものの、増税の影響がやわらいだ夏場以降は順調に持ち直し、当期第4四半期の販売棟数は四半期ベースで過去最高となるまで回復するとともに、年間販売棟数においても過去最高の1,170棟の販売となりました。しかしながら、通期の業績は、売上高については僅かながら増収を確保したものの、利益面では上半期の落ち込みを持ち直すまでに至らず減益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

#### ① 不動産販売

新築住宅販売では、営業2年目を迎えた千葉グランディハウス株式会社（千葉県）において、販売在庫の充実と営業体制の強化により、概ね予定通り売上を拡大することができました。また既存の主力営業エリアである栃木県においても、平成26年7月に宇都宮東支店（栃木県宇都宮市）を開設し、併設するショールーム「グランディプラザ宇都宮」で多くのお客様に当社住宅の安全性、機能性と快適性を体感していただきました。また、商品面では、自社一貫生産と長期保証による安心・安全な生活と、オール電化・全室照明付き、外構・複数台駐車場込みの「オールインワン住宅」を全面的に展開するとともに、ネット予約来場の促進や累計販売棟数1万棟達成の記念イベントとして「カウントダウン・キャンペーン」や「ありがとうキャンペーン」を開催するなど、販売促進に努めてまいりました。

これらの取組みにより、新築住宅の販売棟数は、上半期は消費税増税の影響が長引き低調に推移したものの、当期第4四半期（平成27年1-3月期）には330棟と四半期ベースで過去最高となる水準にまで回復し、この結果、当連結会計年度の販売棟数も過去最高の1,170棟（前期比19棟増）となりました。一方、利益面では、受注管理の徹底などにより下半期からは一定の改善を果たしましたが、上半期の落ち込みをカバーできるまでには至りませんでした。また、中古住宅販売では、仕入面において競売物件が増加する傾向がみられたものの、全体として物件流通量の回復が見られず、この状況が販売面に引き続き影響することとなりました。この結果、当連結会計年度における中古住宅の販売棟数は、前期と比べ16棟減の112棟となりました。

以上の結果、不動産販売の売上高は345億87百万円（前期比0.6%増）となり、セグメント利益は22億56百万円（前期比19.7%減）となりました。

#### ② 建築材料販売

建築材料販売では、新設住宅着工戸数の減少など厳しい受注環境が続きましたが、消費税増税後、材料の木材価格は、住宅需要の反動減による需要減から下落傾向となり、12月以降は為替が円高・ユーロ安に振れたことで、欧州材を中心に価格下落につながる状況となりました。このような中で、引き続き販売先の選別とプレカット材以外の建材販売の強化を進めてきたことで、セグメント利益は増益となりましたが、グループ会社向けの販売が増えたことで、売上高は僅かながら減収となりました。

以上の結果、建築材料販売の売上高は26億00百万円（前期比0.4%減）、セグメント利益は1億53百万円（前期比27.0%増）となりました。

### ③ 不動産賃貸

不動産賃貸では、主要な事業展開エリアである宇都宮市周辺の賃貸オフィス市場は、設備の新しい物件を中心に小規模な需要が目立つなど、総じて安定した動きとなり、このような中、当社では既存資産の収益性の向上に努めてまいりました。一方、長期的な収益性の観点から、平成27年3月に賃貸マンション（栃木県宇都宮市）を売却いたしました。

以上の結果、不動産賃貸の売上高は、2億81百万円（前期比7.7%増）、セグメント利益は1億72百万円（前期比29.7%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は374億69百万円（前期比0.6%増）、営業利益は24億15百万円（前期比17.6%減）、経常利益は25億14百万円（前期比17.1%減）、当期純利益は15億67百万円（前期比11.1%減）となりました。

## 2. 対処すべき課題

我が国経済は、緩やかな回復基調が続くとみられますが、消費税の再増税や流動的な世界経済の動向など不安定要因も少なからず存在しております。

当社グループは、平成26年4月の消費税増税が当期業績に影響したことをふまえ、新規エリアの開拓、優良な分譲用地の量的確保、価格競争に巻き込まれない営業体制の構築、事業規模の拡大に対応した人材の確保と育成等に取り組み、外部環境に左右されない強固な経営基盤を確立し、改めて利益面を含めた継続的な成長を果たしてまいります。

## 3. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額の総額は、3億42百万円であります。

取得した主要な設備は次のとおりであります。

- ・不動産販売セグメント

- 事業用土地（グランディハウス株式会社）

- 事業用建物（茨城グランディハウス株式会社）

## 4. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として227億51百万円、長期借入金として4億64百万円の調達を行いました。

また、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と総額71億50百万円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は42億23百万円であります。

## 5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第21期<br>(平成24年3月期) | 第22期<br>(平成25年3月期) | 第23期<br>(平成26年3月期) | 第24期<br>(平成27年3月期)<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                | 29,355             | 32,540             | 37,259             | 37,469                          |
| 営 業 利 益(百万円)              | 1,676              | 2,317              | 2,932              | 2,415                           |
| 経 常 利 益(百万円)              | 1,711              | 2,392              | 3,034              | 2,514                           |
| 当 期 純 利 益(百万円)            | 941                | 1,361              | 1,762              | 1,567                           |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 98.15              | 47.31              | 61.25              | 54.47                           |
| 総 資 産(百万円)                | 25,387             | 30,118             | 33,524             | 35,846                          |
| 純 資 産(百万円)                | 11,037             | 12,110             | 13,655             | 15,084                          |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額 (円)   | 1,150.61           | 420.84             | 474.53             | 521.57                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第22期におきましては、営業エリアの拡大や営業社員の増員等の取組みでシェアの向上を図ることで受注が好調に推移し増収増益となりました。
3. 第23期におきましては、千葉エリアでの営業の本格化や各エリアでのシェアの向上に取り組んだことで販売棟数が過去最高を更新し増収増益となりました。
4. 第24期におきましては、前記1. 事業の経過及びその成果に記載のとおりです。
5. 平成24年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第21期においては、この分割が期首に行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
6. 平成25年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第22期においては、この分割が期首に行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。なお、第21期を遡及修正した場合の「財産及び損益の状況」における1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

| 区 分                       | 第21期<br>(平成24年3月期) |
|---------------------------|--------------------|
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 32.72              |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額 (円)   | 383.54             |

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金  | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容           |
|----------------|--------|--------------------|-------------------------|
| 茨城グランディハウス株式会社 | 100百万円 | 100%               | 戸建住宅の販売及び建築請負<br>(茨城県域) |
| 群馬グランディハウス株式会社 | 100百万円 | 100%               | 戸建住宅の販売及び建築請負<br>(群馬県域) |
| 千葉グランディハウス株式会社 | 100百万円 | 100%               | 戸建住宅の販売及び建築請負<br>(千葉県域) |
| ゼネラルリブテック株式会社  | 100百万円 | 100%               | 住宅用プレカット材等の製<br>造・販売    |
| 株式会社中古住宅情報館    | 90百万円  | 100%               | 中古住宅等の販売                |
| グランディリフォーム株式会社 | 10百万円  | 100%               | 住宅のメンテナンス及びリフ<br>ォーム    |

## 7. 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、不動産販売、建築材料販売及び不動産賃貸を主な事業として行っております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

| 事業区分   | 事業内容                                                                           |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 不動産販売  | 戸建住宅の分譲事業<br>住宅用土地の分譲事業<br>住宅の設計・建築請負事業<br>中古住宅の販売事業<br>住宅のアフターメンテナンス及びリフォーム事業 |
| 建築材料販売 | 住宅用プレカット材等の製造・販売事業                                                             |
| 不動産賃貸  | テナントビル、マンション等の賃貸事業<br>パーキング事業                                                  |

## 8. 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

### ① 当社の主要な事業所

|             |              |
|-------------|--------------|
| 本 社         | 栃木県宇都宮市      |
| 支 店 ・ 営 業 所 | 栃木県10店、茨城県1店 |

### ② 子会社の事業所

|                |             |
|----------------|-------------|
| 茨城グランディハウス株式会社 | 茨城県水戸市 他3店  |
| 群馬グランディハウス株式会社 | 群馬県高崎市 他2店  |
| 千葉グランディハウス株式会社 | 千葉県柏市       |
| ゼネラルリブテック株式会社  | 栃木県鹿沼市 他1店  |
| 株式会社中古住宅情報館    | 栃木県宇都宮市 他2店 |
| グランディリフォーム株式会社 | 栃木県宇都宮市 他3店 |

## 9. 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分   | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|------|-------------|
| 不動産販売  | 520名 | 9名増         |
| 建築材料販売 | 65名  | 7名増         |
| 不動産賃貸  | 4名   | 1名減         |
| 全社(共通) | 51名  | —           |
| 合計     | 640名 | 15名増        |

(注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 357名 | 8名増       | 36.9歳 | 5.1年   |

(注) 使用人数は就業人員数を記載しております。

#### 10. 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社足利銀行      | 4,945百万円 |
| 株式会社群馬銀行      | 2,184    |
| 株式会社常陽銀行      | 2,139    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,298    |
| 株式会社日本政策金融公庫  | 1,104    |
| 株式会社栃木銀行      | 1,087    |
| 株式会社商工組合中央金庫  | 688      |
| 株式会社三井住友銀行    | 673      |

（注）借入額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

#### 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 会社の現況

### 1. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 101,692,800株
- ② 発行済株式の総数 30,823,200株
- ③ 株主数 4,212名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                    | 所有株式数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------|------------|---------|
| 菊 地 俊 雄                                                  | 5,399,141株 | 18.76%  |
| 新日本物産株式会社                                                | 3,996,900  | 13.88   |
| グランディハウス社員持株会                                            | 1,758,000  | 6.10    |
| CREDIT SUISSE AG ZURICH<br>FOR AIF FUNDS                 | 979,200    | 3.40    |
| グランディ・ストックメイト                                            | 800,800    | 2.78    |
| 株式会社足利銀行                                                 | 594,000    | 2.06    |
| 山 本 和 典                                                  | 541,300    | 1.88    |
| 磯 国 男                                                    | 450,969    | 1.56    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                  | 447,300    | 1.55    |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON<br>-PB NON-TREATY CLIENTS<br>613 | 384,200    | 1.33    |

(注) 1. 当社は、自己株式を2,046,198株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 2. 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第1回新株予約権                     |                                |
|------------------------|-------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成26年6月27日                   |                                |
| 新株予約権の数                |                   | 20,000個                      |                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式                         | 2,000,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない          |                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり                   | 36,500円<br>(1株当たり365円)         |
| 権利行使期間                 |                   | 平成28年6月28日から<br>平成36年6月27日まで |                                |
| 行使の条件                  |                   | (注)                          |                                |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                      | 9,500個                         |
|                        |                   | 目的となる株式数                     | 950,000株                       |
|                        |                   | 保有者数                         | 8人                             |

(注) 行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時において、当社の取締役、執行役員又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。なお、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             |                                     |
|------------------------|-------------|-------------------------------------|
|                        |             | 第1回新株予約権                            |
| 発行決議日                  |             | 平成26年6月27日                          |
| 新株予約権の数                |             | 20,000個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 2,000,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額             |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり36,500円<br>(1株当たり365円)    |
| 権利行使期間                 |             | 平成28年6月28日から<br>平成36年6月27日まで        |
| 行使の条件                  |             | (注)                                 |
| 使用人等への<br>交 付 状 況      | 当社使用人       | 新株予約権の数 4,900個                      |
|                        |             | 目的となる株式数 490,000株                   |
|                        |             | 交付者数 7人                             |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 5,600個                      |
|                        |             | 目的となる株式数 560,000株                   |
|                        |             | 交付者数 7人                             |

(注) 行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時において、当社の取締役、執行役員又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。なお、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（平成27年3月31日現在）

| 地 位         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------|---------|--------------|
| 代表取締役 会長 役員 | 菊 地 俊 雄 |              |
| 代表取締役 社長 役員 | 村 田 弘 行 |              |
| 取締役 副社長     | 林 裕 朗   |              |
| 専務取締役       | 齋 藤 淳 夫 | 管理本部長        |
| 専務取締役       | 佐 山 靖   | 開発本部長        |
| 常務取締役       | 谷 英 樹   | 建築本部長        |
| 常務取締役       | 石 川 真 康 | 営業本部長        |
| 常務取締役       | 林 和 久   | 県南支社長        |
| 常務取締役       | 小 磯 裕   | 財務総括         |
| 常勤監査役       | 湯 澤 一   |              |
| 監査役         | 飯 塚 勝 巳 | 税理士法人飯塚会計事務所 |
| 監査役         | 伊 藤 一   | 伊藤一法律事務所     |

- (注) 1. 監査役 飯塚勝巳氏及び監査役 伊藤一氏は、社外監査役であります。なお、当社は飯塚勝巳氏及び伊藤一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役 林裕朗氏は、平成26年4月14日付で専務取締役から取締役副社長に就任いたしました。
3. 取締役 石川真康氏、林和久氏及び小磯裕氏は、平成26年5月7日付でそれぞれ取締役から常務取締役に就任いたしました。
4. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、上表中に記載のある他、以下のとおりであります。
- ・取締役 菊地俊雄氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館及びグランディリフォーム株式会社（以上、当社の連結子会社）の取締役並びに新日本物産株式会社（当社の大株主）の取締役に兼務しております。
  - ・取締役 村田弘行氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館及びグランディリフォーム株式会社の取締役に兼務しております。
  - ・取締役 林裕朗氏は、茨城グランディハウス株式会社及び群馬グランディハウス株式会社の代表取締役に兼務しております。
  - ・監査役 湯澤一氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館及びグランディリフォーム株式会社の監査役に兼務しております。
  - ・監査役 伊藤一氏は、株式会社トラスト精密の監査役に兼務しております。なお、当社と当社との間に特別の関係はありません。
5. 監査役 飯塚勝巳氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分                                     | 支給人員     | 支給額               |
|----------------------------------------|----------|-------------------|
| 取<br>（う<br>ち<br>社<br>外<br>取<br>締<br>役） | 9名<br>—  | 352,024千円<br>—    |
| 監<br>（う<br>ち<br>社<br>外<br>監<br>査<br>役） | 3<br>(2) | 17,687<br>(6,000) |
| 合 計                                    | 12       | 369,712           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成9年5月6日開催の第6回定時株主総会において年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成26年6月27日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成9年5月6日開催の第6回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額20,737千円（取締役9名に対し19,999千円、監査役1名に対し737千円）。
  - ・ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度において計上した費用計上額35,625千円（取締役8名に対するもの）。

### ③ 社外役員等に関する事項

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

##### ・ 監査役 飯塚勝巳氏

当事業年度開催の取締役会22回全て及び監査役会13回全てに出席し、それぞれにおいて、主に経営・財務の見地から適宜発言を行っております。

##### ・ 監査役 伊藤一氏

当事業年度開催の取締役会22回全て及び監査役会13回全てに出席し、それぞれにおいて、主に法令遵守の観点から適宜発言を行っております。

#### ロ. 責任限定契約の内容の概要

社外監査役である飯塚勝巳氏及び伊藤一氏は、それぞれ当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

#### ハ. 他の法人等の重要な兼職の状況

前記①に記載のとおりであります。

### ④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役の重要性を認識し、かねてから選任について検討してまいりましたが、当社の規模や地域性もあり、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たす適切な候補者の継続的確保が課題であったため、「会社法の見直しに関する要綱」の公表（平成24年9月）以降は、監査等委員会設置会社（同要綱では監査・監督委員会設置会社（仮称））への移行を軸に検討を行ってまいりました。

監査等委員会設置会社への移行が可能となる「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行日が平成27年5月1日となったため、当事業年度末日時点において当社は社外取締役を選任しておりませんが、平成27年6月26日開催予定の当社第24回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行するための定款変更が承認されることを条件に、社外取締役2名の選任議案を上程いたします。

#### 4. 会計監査人の状況

- ① 氏名又は名称  
新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 33,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,500   |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には当事業年度中における方針を記載しております。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制に関して取締役会で決議した  
内容は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、その经营理念にコンプライアンスに関する条項を掲げ、これを役員に絶えず浸透させる活動を通じて、法令及び社会倫理の遵守が企業存立の前提であることを徹底する。
  - (2) 取締役会は取締役会規程に付議基準等を定めるとともに、各取締役はこれを遵守し、重要事項の決定及び職務の執行について相互に監督する。
  - (3) 各取締役は、所管部門における法令及び定款の遵守の責任を負い、所管業務に関するコンプライアンスリスクを把握し、重要なリスクについては業務規程中に管理条項を定めてその徹底を図る。また、総務担当取締役をコンプライアンス担当取締役とし、顧問弁護士等と連携してサポートを行うとともに、全社横断的なコンプライアンス体制の整備を行う。
  - (4) 役員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに担当取締役及びコンプライアンス担当取締役に報告する体制を構築する。報告を受けた担当取締役は、その内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当取締役と協議の上決定する。重要な問題については、取締役会で審議し全社的な再発防止策を実施する。
  - (5) 内部監査室は、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告するとともに、要改善事項のフォローアップを行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役は、その職務の執行に係る情報を、法令、定款及び社内規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
  - (2) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を開覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 各取締役は、所管業務に関するリスクの把握・分析及びリスク管理の責任を負うものとし、重要なリスクについては業務規程中にリスク管理条項を定めてその徹底を図る。また、総務担当取締役をリスク管理の統括責任者とし、全社横断的なリスク状況の監視及び管理体制の整備を行う。

- (2) 内部監査室は、当社及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告するとともに、要改善事項のフォローアップを行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会は、全社的な目標として中期経営計画及び年度予算を決定し、各取締役はその目標達成のための経営資源の配分、各部門の具体的な目標及び効率的方法を定めて実施する。
- (2) 受注状況等の重要な経営指標は、ITを活用しリアルタイムに提供される体制を構築し、原則として毎週開催する取締役ミーティングで達成状況のレビューを行い、改善施策のタイムリーな実施を図る。
- (3) 職務権限・意思決定ルールを明確化し、意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社取締役及びグループ各社の社長は、所管部門・各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (2) グループ各社の社長は、必要に応じ当社の取締役ミーティングに参加し、内部統制に関する認識と情報の共有化を図る。
- (3) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役及び監査役に報告し、要改善事項のフォローアップを行う。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合は、要請された水準を満たす補助使用人を配置するよう努めるものとする。
- (2) 補助使用人の異動及び処分については、予め監査役会の意見を聞き、これを最大限尊重するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- (1) 取締役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
- (2) 使用人は、重大な法令・定款違反、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、監査役に対しても直接報告するものとする。

- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、必要がある場合には、内部監査室の職員に監査業務に関する協力を求めることができるものとする。
  - (2) 監査役会が、その活動のために必要とする予算を求めた場合は、経営上特段の事情がある場合を除き、当該予算を確保するものとする。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続を基本方針としており、また、時機に応じて特別配当又は記念配当を実施し業績の伸長に応じても積極的に利益還元を行う予定であります。

この方針に基づき当期（第24期）の期末配当額は、当期業績及び財務状況を総合的に勘案した上、1株当たり8円とさせていただきます。

なお、当社はその定款で期末配当のほか基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、配当金の支払回数については、従来どおり毎年3月31日を基準日とする年1回の配当制度を継続する予定であります。

また、自己株式取得については、1株当たりの利益の増加を通じて配当とあわせた総合的な利益還元となるよう、財政状態等に応じて実施いたします。

- (注) 1. 配当方針については、平成27年5月11日開催の取締役会において、次期（第25期）の配当から、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、連結配当性向20%を目標として配当を実施する方針に変更することを決議いたしました。
2. 当社第24期の期末配当については、平成27年5月25日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。
- (1) 配当財産の種類  
金銭とする。
  - (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金8円、総額230,216,016円とする。
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日（月曜日）とする。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部              |                   |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>25,530,008</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>18,668,411</b> |
| 現金及び預金                 | 6,621,018         | 工事未払金                | 2,772,752         |
| 受取手形及び売掛金              | 734,021           | 短期借入金                | 14,074,690        |
| 販売用不動産                 | 10,704,928        | 1年内返済予定の長期借入金        | 400,508           |
| 未成工事支出金                | 6,251             | 1年内償還予定の社債           | 21,000            |
| 仕掛販売用不動産               | 6,688,779         | リース債務                | 43,999            |
| 商品及び製品                 | 145,413           | 未払法人税等               | 582,687           |
| 原材料及び貯蔵品               | 111,279           | 完成工事補償引当金            | 51,167            |
| 繰延税金資産                 | 122,613           | その他                  | 721,606           |
| その他                    | 401,046           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,093,801</b>  |
| 貸倒引当金                  | △5,344            | 社債                   | 129,000           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>10,316,385</b> | 長期借入金                | 1,409,644         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>9,159,301</b>  | リース債務                | 69,525            |
| 建物及び構築物                | 3,083,718         | 退職給付に係る負債            | 358,010           |
| 機械装置及び運搬具              | 8,785             | 役員退職慰労引当金            | 71,204            |
| 工具器具備品                 | 48,986            | その他                  | 56,416            |
| 土地                     | 5,851,832         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>20,762,212</b> |
| リース資産                  | 107,325           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| 建設仮勘定                  | 58,652            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>14,980,306</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>67,616</b>     | 資本金                  | 2,077,500         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,089,467</b>  | 資本剰余金                | 2,205,165         |
| 投資有価証券                 | 767,434           | 利益剰余金                | 11,049,455        |
| 長期貸付金                  | 19,870            | 自己株式                 | △351,814          |
| 繰延税金資産                 | 108,270           | その他の包括利益累計額          | 28,874            |
| その他                    | 197,708           | その他有価証券評価差額金         | 28,874            |
| 貸倒引当金                  | △3,816            | 新株予約権                | 75,000            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>35,846,393</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>15,084,180</b> |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>35,846,393</b> |

# 連結損益計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目            | 金       | 額          |
|----------------|---------|------------|
| 売上高            |         | 37,469,060 |
| 売上原価           |         | 30,869,711 |
| 売上総利益          |         | 6,599,348  |
| 販売費及び一般管理費     |         | 4,183,500  |
| 営業利益           |         | 2,415,848  |
| 営業外収益          |         |            |
| 受取利息及び配当金      | 5,881   |            |
| 業務受託手数料        | 203,546 |            |
| 受取事務手数料        | 136,793 |            |
| その他の           | 36,271  | 382,493    |
| 営業外費用          |         |            |
| 支払利息           | 279,207 |            |
| その他の           | 4,828   | 284,035    |
| 経常利益           |         | 2,514,306  |
| 特別利益           |         |            |
| 固定資産売却益        | 2,051   | 2,051      |
| 特別損失           |         |            |
| 固定資産売却損        | 1,070   |            |
| 固定資産除却損        | 12,763  |            |
| リース解約損         | 3,089   | 16,924     |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 2,499,433  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 942,000 |            |
| 法人税等調整額        | △10,150 | 931,849    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 1,567,583  |
| 当期純利益          |         | 1,567,583  |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

|                           | 株 主 資 本   |           |            |          |             |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
|                           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成26年4月1日期首残高             | 2,077,500 | 2,205,165 | 9,712,087  | △351,814 | 13,642,938  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当               |           |           | △230,216   |          | △230,216    |
| 当 期 純 利 益                 |           |           | 1,567,583  |          | 1,567,583   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額（純額） |           |           |            |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —         | —         | 1,337,367  | —        | 1,337,367   |
| 平成27年3月31日期末残高            | 2,077,500 | 2,205,165 | 11,049,455 | △351,814 | 14,980,306  |

|                           | その他の包括利益累計額  |               | 新株予約権  | 純資産合計      |
|---------------------------|--------------|---------------|--------|------------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |        |            |
| 平成26年4月1日期首残高             | 12,600       | 12,600        | —      | 13,655,539 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |               |        |            |
| 剰 余 金 の 配 当               |              |               |        | △230,216   |
| 当 期 純 利 益                 |              |               |        | 1,567,583  |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額（純額） | 16,273       | 16,273        | 75,000 | 91,273     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 16,273       | 16,273        | 75,000 | 1,428,641  |
| 平成27年3月31日期末残高            | 28,874       | 28,874        | 75,000 | 15,084,180 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 茨城グランディハウス株式会社  
群馬グランディハウス株式会社  
千葉グランディハウス株式会社  
株式会社中古住宅情報館  
グランディリフォーム株式会社  
ゼネラルリブテック株式会社

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券  
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

##### ロ. デリバティブ

- ・金利スワップ取引 時価法  
ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、時価評価を行っておりません。

##### ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・販売用不動産 個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・未成工事支出金 個別法に基づく原価法
- ・仕掛販売用不動産 個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・商品 総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・製品 総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・原材料 総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・貯蔵品 最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法  
(リース資産を除く) ただし、建物については定額法を採用しております。
- ロ. 無形固定資産 定額法  
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とする定額法
- ニ. 長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保及びアフターサービスの費用に備えるため、過去の補償・修繕実績を基に将来の補償・修繕見込みを加味して計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括して費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用  
当社は社員の一部について、また、連結子会社は各社の全社員について、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

- イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ロ. その他の工事  
工事完成基準

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却をしており、それ以外は発生連結会計年度の期間費用としております。

⑦ 追加情報

当社は、退職給付債務の算定にあたり、従来まで簡便法によっておりましたが、当連結会計年度より原則法に変更しております。

これは、従業員数が300人を超えることが常態化したこと、人員構成が変化してきたこと、及び退職給付債務に関する数理計算を行う社内体制を整備したことで、原則法により高い信頼性をもって退職給付債務を見積もることができるようになったため、適切な引当金の計上および期間損益の適正化を図ることを目的としたものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比べ当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が9,432千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は9,432千円減少しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,953,065千円  |
| (2) 担保に供している資産     |              |
| 販売用不動産             | 4,113,891千円  |
| 仕掛販売用不動産           | 2,617,554千円  |
| 建物                 | 2,813,141千円  |
| 土地                 | 4,288,014千円  |
| 計                  | 13,832,600千円 |

上記には、担保権の設定が留保されている販売用不動産が2,698,992千円及び仕掛販売用不動産が1,368,728千円含まれております。

(上記に対応する債務)

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 6,881,900千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 328,162千円   |
| 長期借入金         | 1,235,114千円 |
| 計             | 8,445,176千円 |

上記のほか、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保証供託金及び住宅販売瑕疵担保保証金として差し入れている資産は次のとおりであります。

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 投資有価証券           | 391,948千円   |
| その他(投資その他の資産)    | 159,000千円   |
| (3) 保証債務等        |             |
| 顧客の住宅ローンに対する保証債務 | 1,176,580千円 |

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 30,823,200株   | 一株           | 一株           | 30,823,200株  |

#### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 2,046,198株    | 一株           | 一株           | 2,046,198株   |

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

平成26年5月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 230,216千円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月30日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年5月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 230,216千円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月29日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については、主に流動性の高い短期の預金で行っております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップを行う場合以外、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である工事未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に事業運営及び、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程等に従い、営業債権について、各管轄部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限等を定めたデリバティブ取引取扱要領に基づき行っております。取引を行う財務部が起案し、管理部のリスク審査を経て、取締役会の承認を得ることとしております。また、管理部において契約先との残高照合等、リスク管理を行い、管理状況は、適時、社長に報告するものとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクに備える目的で銀行と融資枠を設定すること等により管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

|                      | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額    |
|----------------------|----------------|------------|-------|
| (1) 現金及び預金           | 6,621,018      | 6,621,018  | —     |
| (2) 受取手形及び売掛金        | 734,021        | 734,021    | —     |
| (3) 投資有価証券           |                |            |       |
| 満期保有目的の債券            | 499,934        | 500,746    | 811   |
| その他有価証券              | 252,500        | 252,500    | —     |
| (4) 長期貸付金            | 19,870         |            |       |
| 貸倒引当金(*)             | △3,360         |            |       |
|                      | 16,509         | 16,565     | 55    |
| 資産計                  | 8,123,983      | 8,124,850  | 867   |
| (1) 工事未払金            | 2,772,752      | 2,772,752  | —     |
| (2) 短期借入金            | 14,074,690     | 14,074,690 | —     |
| (3) 1年以内返済予定の長期借入金   | 400,508        | 400,508    | —     |
| (4) 1年内償還予定の社債       | 21,000         | 21,000     | —     |
| (5) 未払法人税等           | 582,687        | 582,687    | —     |
| (6) 社債               | 129,000        | 129,000    | —     |
| (7) 長期借入金            | 1,409,644      | 1,412,978  | 3,334 |
| 負債計                  | 19,390,281     | 19,393,616 | 3,334 |
| デリバティブ取引             |                |            |       |
| (1) ヘッジ会計が適用されていないもの | (20)           | (20)       | —     |
| (2) ヘッジ会計が適用されているもの  | —              | —          | —     |
| デリバティブ取引計            | (20)           | (20)       | —     |

(\*) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されることから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

### (3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引先金融機関から提示された価格によっております。

### (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

## 負債

### (1) 工事未払金、(2) 短期借入金、(3) 1年以内返済予定の長期借入金、(4) 1年内償還予定の社債、並びに(5) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、返済が1年を超えて行われる見込みの短期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (6) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (7) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額15,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、栃木県その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸駐車場等を所有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当連結会計年度における賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額、及び時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額  |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 4,627,033   | △285,754   | 4,341,278  | 3,723,513   |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は、次のとおりであります。

減価償却 (52,057千円)、事業用資産への振替 (100,663千円)、売却 (193,452千円)

(注3) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、及び「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 521円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 54円47銭  |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部        |                   |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,353,965</b> | <b>流動負債</b>    | <b>8,695,630</b>  |
| 現金及び預金          | 4,563,837         | 工事未払金          | 1,419,796         |
| 売掛金             | 9,797             | 短期借入金          | 6,415,400         |
| 販売用不動産          | 5,245,937         | 1年内返済予定の長期借入金  | 140,518           |
| 未成工事支出金         | 6,319             | 1年内償還予定の社債     | 21,000            |
| 仕掛販売用不動産        | 3,268,665         | リース債務          | 16,277            |
| 貯蔵品             | 17,094            | 未払金            | 16,438            |
| 前渡金             | 93,804            | 未払費用           | 103,925           |
| 前払費用            | 59,177            | 未払法人税等         | 246,445           |
| 未収入金            | 55,187            | 未払消費税等         | 41,137            |
| 繰延税金資産          | 27,229            | 未成工事受入金        | 53,193            |
| その他             | 6,956             | 前受金            | 45,225            |
| 貸倒引当金           | △41               | 預り金            | 161,010           |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,879,293</b>  | 完成工事補償引当金      | 10,396            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,710,997</b>  | その他            | 4,866             |
| 建物              | 2,529,915         | <b>固定負債</b>    | <b>717,138</b>    |
| 構築物             | 46,541            | 社債             | 129,000           |
| 車両運搬具           | 12                | 長期借入金          | 231,260           |
| 工具器具備品          | 32,770            | リース債務          | 24,925            |
| 土地              | 5,003,811         | 退職給付引当金        | 232,244           |
| リース資産           | 39,293            | 役員退職慰労引当金      | 50,137            |
| 建設仮勘定           | 58,652            | その他            | 49,570            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>42,825</b>     | <b>負債合計</b>    | <b>9,412,769</b>  |
| 電話加入権           | 6,408             | <b>純資産の部</b>   |                   |
| 商標権             | 4,557             | <b>株主資本</b>    | <b>12,716,615</b> |
| ソフトウェア          | 31,859            | 資本金            | 2,077,500         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,125,470</b>  | 資本剰余金          | 2,205,165         |
| 投資有価証券          | 567,460           | 資本準備金          | 2,184,000         |
| 関係会社株式          | 470,000           | その他資本剰余金       | 21,165            |
| 出資金             | 102               | <b>利益剰余金</b>   | <b>8,785,764</b>  |
| 長期前払費用          | 3,436             | 利益準備金          | 153,475           |
| 繰延税金資産          | 70,742            | その他利益剰余金       | 8,632,289         |
| その他             | 13,729            | 別途積立金          | 3,400,000         |
| <b>資産合計</b>     | <b>22,233,259</b> | 繰越利益剰余金        | 5,232,289         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△351,814</b>   |
|                 |                   | 評価換算・差額等       | 28,874            |
|                 |                   | その他有価証券差額金     | 28,874            |
|                 |                   | 新株予約権          | 75,000            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>12,820,490</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>22,233,259</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額          |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 18,284,307 |
| 売 上 原 価               |         | 15,008,016 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,276,291  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 2,191,532  |
| 営 業 利 益               |         | 1,084,759  |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 607,431 |            |
| 業 務 受 託 手 数 料         | 106,357 |            |
| 受 取 事 務 手 数 料         | 74,857  |            |
| そ の 他                 | 25,497  | 814,143    |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 120,212 |            |
| そ の 他                 | 6,824   | 127,036    |
| 経 常 利 益               |         | 1,771,865  |
| 特 別 利 益               |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 2,051   | 2,051      |
| 特 別 損 失               |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 1,070   |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 11,533  |            |
| リ ー ス 解 約 損           | 958     | 13,561     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 1,760,355  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 413,966 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 18,734  | 432,701    |
| 当 期 純 利 益             |         | 1,327,653  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |          |           |         |           |           |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |          |           | 利益剰余金   |           |           |
|                             |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金計    | 利益準備金   | その他利益剰余金  |           |
|                             |           |           |          |           | 別途積立金   | 繰越利益剰余金   |           |
| 平成26年4月1日<br>期首残高           | 2,077,500 | 2,184,000 | 21,165   | 2,205,165 | 153,475 | 3,400,000 | 4,134,851 |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |          |           |         |           |           |
| 剰余金の配当                      |           |           |          |           |         |           | △230,216  |
| 当期純利益                       |           |           |          |           |         |           | 1,327,653 |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額(純額) |           |           |          |           |         |           |           |
| 事業年度中の変動額合計                 | —         | —         | —        | —         | —       | —         | 1,097,437 |
| 平成27年3月31日<br>期末残高          | 2,077,500 | 2,184,000 | 21,165   | 2,205,165 | 153,475 | 3,400,000 | 5,232,289 |

|                             | 株主資本      |          |            |             | 評価換算・差額等   |        | 新株予約権      | 純資産合計 |
|-----------------------------|-----------|----------|------------|-------------|------------|--------|------------|-------|
|                             | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本計      | その他有価証券評価差額 | 評価換算・差額等合計 | 新株予約権  |            |       |
|                             | 利益剰余金合計   |          |            |             |            |        |            |       |
| 平成26年4月1日<br>期首残高           | 7,688,326 | △351,814 | 11,619,177 | 12,600      | 12,600     | —      | 11,631,778 |       |
| 事業年度中の変動額                   |           |          |            |             |            |        |            |       |
| 剰余金の配当                      | △230,216  |          | △230,216   |             |            |        | △230,216   |       |
| 当期純利益                       | 1,327,653 |          | 1,327,653  |             |            |        | 1,327,653  |       |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額(純額) |           |          |            | 16,273      | 16,273     | 75,000 | 91,273     |       |
| 事業年度中の変動額合計                 | 1,097,437 | —        | 1,097,437  | 16,273      | 16,273     | 75,000 | 1,188,711  |       |
| 平成27年3月31日<br>期末残高          | 8,785,764 | △351,814 | 12,716,615 | 28,874      | 28,874     | 75,000 | 12,820,490 |       |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法
- ・ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・ その他有価証券 時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法に基づく原価法

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

- ・ 金利スワップ取引 時価法  
ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、時価評価を行っていません。

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 未成工事支出金 個別法に基づく原価法
- ・ 販売用不動産 個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 仕掛販売用不動産 個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、建物については定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法

##### ④ 長期前払費用

定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基に将来の補償見込みを加味して計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した事業年度に一括して費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

当社は社員の一部について、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ その他の工事

工事完成基準

### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却をしており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

### (6) 追加情報

当社は、退職給付債務の算定にあたり、従来まで簡便法によっておりましたが、当事業年度より原則法に変更しております。

これは、従業員数が300人を超えることが常態化したこと、人員構成が変化してきたこと、及び退職給付債務に関する数理計算を行う社内体制を整備したことで、原則法により

高い信頼性をもって退職給付債務を見積もることができるようになったため、適切な引当金の計上および期間損益の適正化を図ることを目的としたものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比べ当事業年度の期首の退職給付引当金が9,432千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は9,432千円減少しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 関係会社に対する金銭債権及び債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 25,781千円  |
| 短期金銭債務 | 248,860千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

|  |             |
|--|-------------|
|  | 1,639,148千円 |
|--|-------------|

### (3) 担保に供している資産

|          |             |
|----------|-------------|
| 販売用不動産   | 1,545,640千円 |
| 仕掛販売用不動産 | 1,154,861千円 |
| 建物       | 2,342,016千円 |
| 土地       | 3,439,933千円 |

|   |             |
|---|-------------|
| 計 | 8,482,451千円 |
|---|-------------|

上記には、担保権の設定が留保されている販売用不動産が890,494千円及び仕掛販売用不動産が460,155千円含まれております。

(上記に対応する債務)

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 3,124,100千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 140,518千円   |
| 長期借入金         | 231,260千円   |

|   |             |
|---|-------------|
| 計 | 3,495,878千円 |
|---|-------------|

上記のほか、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき住宅販売瑕疵担保保証金として投資有価証券191,974千円を供託しております。

### (4) 保証債務等

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 関係会社の金融機関借入に対する保証債務 | 9,015,012千円 |
| 関係会社のリース取引に対する保証債務  | 67千円        |
| 顧客の住宅ローンに対する保証債務    | 857,230千円   |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 売上高        | 95,959千円    |
| ② 仕入高        | 1,940,425千円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 437千円       |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 1,085,847千円 |

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,046,198株  | 一株         | 一株         | 2,046,198株 |

#### 5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                  |            |
|------------------|------------|
| 固定資産減損損失         | 47,496千円   |
| 退職給付引当金          | 74,457千円   |
| 関係会社株式評価損        | 28,853千円   |
| 未払事業税            | 20,467千円   |
| その他              | 49,348千円   |
| 繰延税金資産小計         | 220,623千円  |
| 評価性引当額           | △109,026千円 |
| 繰延税金資産合計         | 111,597千円  |
| 繰延税金負債           |            |
| その他有価証券評価差額      | 13,625千円   |
| 繰延税金負債合計         | 13,625千円   |
| 繰延税金資産の純額        | 97,971千円   |
| うち、「流動資産」計上額     | 27,229千円   |
| うち、「投資その他の資産」計上額 | 70,742千円   |

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.1%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,517千円減少し、法人税等調整額が10,928千円、その他有価証券評価差額金が1,411千円、それぞれ増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 属性                            | 氏名   | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の容業<br>内又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容      |            | 取引の内容           | 取引金額<br>(千円)<br>(注)2 | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-------------------------------|------|------------------|----------------|---------------------------|-----------|------------|-----------------|----------------------|----|--------------|
|                               |      |                  |                |                           | 役員<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |                 |                      |    |              |
| 重要な<br>子会社の<br>役員<br>の<br>近親者 | 磯 雄太 | —                | —              | —                         | —         | 住宅の<br>売   | 戸建住宅<br>の<br>販売 | 30,673               | —  | —            |

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

戸建住宅の販売については、一般顧客と同様の条件によっております。

### (3) 子会社等

| 属性  | 会社等の名称              | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の容業<br>内又は職業       | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容      |                 | 取引の内容               | 取引金額<br>(千円)<br>(注)2 | 科目        | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------|------------------|----------------------|---------------------------|-----------|-----------------|---------------------|----------------------|-----------|--------------|
|     |                     |                  |                      |                           | 役員<br>兼任等 | 事業上<br>の関係      |                     |                      |           |              |
| 子会社 | 茨城グラン<br>ディハウス<br>㈱ | 100,000          | 不動産業                 | 所有<br>100.0               | 役員<br>4名  | 債務保<br>証        | 受取事務<br>手<br>数<br>料 | 184,320              | 未収入金      | 9,676        |
|     |                     |                  |                      |                           |           |                 | 借入金<br>の<br>債務保証    | 3,866,056            | —         | —            |
| 子会社 | 群馬グラン<br>ディハウス<br>㈱ | 100,000          | 不動産業                 | 所有<br>100.0               | 役員<br>4名  | 債務保<br>証        | 受取事務<br>手<br>数<br>料 | 117,380              | 未収入金      | 3,672        |
|     |                     |                  |                      |                           |           |                 | 借入金<br>の<br>債務保証    | 2,311,440            | —         | —            |
| 子会社 | 千葉グラン<br>ディハウス<br>㈱ | 100,000          | 不動産業                 | 所有<br>100.0               | 役員<br>3名  | 債務保<br>証        | 借入金<br>の<br>債務保証    | 1,280,420            | —         | —            |
| 子会社 | ゼネラルリ<br>ブテック㈱      | 100,000          | 建築用資<br>材の製造<br>及び加工 | 所有<br>100.0               | 役員<br>3名  | 当社主<br>要仕入<br>先 | 仕 入                 | 1,767,554            | 工事<br>未払金 | 227,827      |
|     |                     |                  |                      |                           |           |                 | 借入金<br>の<br>債務保証    | 781,924              | —         | —            |
| 子会社 | ㈱中古住宅<br>情 報 館      | 90,000           | 不動産業                 | 所有<br>100.0               | 役員<br>3名  | 債務保<br>証        | 借入金<br>の<br>債務保証    | 775,172              | —         | —            |

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の子会社が当社グループの事業計画に必要な資金の借入及びリース取引等を行う場合において、条件として当社の保証が求められる場合においては、必要と認められる範囲の保証を行っております。なお、保証料の受領は行っておりません。
- (2) 子会社からの建築工事資材の仕入れ価格及びその他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (3) 受取事務手数料については、当社より提示した利率を基礎として毎期交渉の上決定しております。

**7. 1株当たり情報に関する注記**

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 442円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円14銭  |

**8. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

グランディハウス株式会社

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |     |       |
|--------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯 浅 | 信 好 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 出 口 | 賢 二 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グランディハウス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グランディハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

グランディハウス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |     |       |
|--------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯 浅 | 信 好 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 出 口 | 賢 二 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グランディハウス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

グランディハウス株式会社 監査役会

|       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 常勤監査役 | 湯 澤 | 一   | ㊟ |
| 社外監査役 | 飯 塚 | 勝 巳 | ㊟ |
| 社外監査役 | 伊 藤 | 一   | ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法（以下、「会社法」という。）により、監査機関が過半数の社外取締役を含む取締役で構成される「監査等委員会設置会社」が新設されました。

当社は、これまで監査役会設置会社の形態をとってまいりましたが、監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会の経営監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、一部の規定について明確化を行うことといたしたく、以下のとおり、定款の変更を行うものです。

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

- ① 当社機関の「監査役」を削除し、「監査役会」を「監査等委員会」に変更するとともに、当社の機関を網羅的に表示するため、「株主総会および取締役」を追加するものであります。（変更案第5条）
- ② 取締役が監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とに区分されることに伴い、現行規定の変更及び規定の新設を行うものであります。（変更案第19条、第20条第1項、第21条、第22条、第28条）
- ③ 取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第26条）
- ④ 第5章の標題を「監査役および監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換えるとともに、監査役に関する規定の削除を行うものであります。（変更案第31条乃至第34条、現行定款第29条乃至第32条、第36条、第37条）
- ⑤ 当社の機関から監査役及び監査役会が廃止となることに伴い、所要の変更を行うものであります。（変更案第24条第1項、第25条第2項、第27条、第36条）
- ⑥ 現行定款第37条を削除することに伴い附則を新設するものであります。（変更案の附則）

(2) 上記 (1) 以外の変更

- ①取締役会の招集手続に関し、会社法第368条第2項の適用があることについて定款上も明確化するものであります。(変更案第24条第2項)
- ②取締役会の決議方法について、会社法第369条第1項中の文言に沿って明確化し、同様の取扱である監査等委員会の決議方法の条文と表現を統一するものであります。(変更案第25条第1項)
- ③社外取締役の候補者を広く求めることができるようにするため、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。(変更案第29条)

(3) その他全般に関する変更

条文の新設・変更・削除に伴い、条数の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、次の機関を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li><u>2. 監査役</u></li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ul> <p>第6条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか</u>、次の機関を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会<br/>(削除)</li> <li><u>2. 監査等委員会</u></li> <li>3. 会計監査人</li> </ul> <p>第6条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。以下、監査等委員である取締役を除いた取締役を「監査等委員でない取締役」という。</u>)は、15名以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></li> </ul> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)<br/>第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (条文省略)<br/>3 (条文省略)</p>                                                                                       | <p>(取締役の選任)<br/>第20条 取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)<br/>3 (現行どおり)</p>                                                                                                                   |
| <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>                                                                       | <p>(取締役の任期)<br/>第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                                                         |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                      | <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                                                                     |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                      | <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>                                                                                                                 |
| <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>監査等委員でない取締役の中から</u>選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>                                                                        | <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>         |
| <p>(取締役会の決議方法)<br/> 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の決議方法)<br/> 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>(取締役会の議事録)<br/> 第26条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(新設)</p>                                                                          | <p>(業務執行の決定の委任)<br/> 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                  |
| <p>(取締役会の議事録)<br/> 第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>                                                                                            | <p>(取締役会の議事録)<br/> 第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>                                                                     |
| <p>(取締役の報酬等)<br/> 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>                                                                                           | <p>(取締役の報酬等)<br/> 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>                               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u><br/>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u><br/>第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。<br/>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u><br/>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。<br/>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u><br/>第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> | <p><u>(非業務執行取締役についての責任限定契約)</u><br/>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)と締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集通知)<br/> 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>                                          | <p>(監査等委員会の招集通知)<br/> 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(監査役会の決議方法)<br/> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                              | <p>(監査等委員会の決議方法)<br/> 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                                                                                  |
| <p>(監査役会の議事録)<br/> 第35条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>                                                        | <p>(監査等委員会の議事録)<br/> 第33条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>                                                                 |
| <p>(監査役の報酬等)<br/> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>                                                                                                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                       |
| <p>(社外監査役の責任限定契約)<br/> 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                       |
| <p>(監査役会規程)<br/> 第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                             | <p>(監査等委員会規程)<br/> 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>                                                                                    |
| <p>第39条 (条文省略)</p>                                                                                                                                 | <p>第35条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                               |
| <p>(会計監査人の報酬等)<br/> 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                                                                       | <p>(会計監査人の報酬等)<br/> 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>                                                                                                    |
| <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>                                                                                                                            | <p>第37条～第40条 (条文省略)</p>                                                                                                                                           |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）</u><br/> <u>平成27年6月開催の第24回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、当該定款変更の効力が生じた時に、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員（9名）が任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位・担当<br>(重要な兼職の状況(注3))                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | きくちとしお<br>菊地俊雄<br>(昭和25年2月5日)   | 平成3年4月 当社設立<br>代表取締役社長<br>平成18年11月 代表取締役会長(現任)                                                                                                                                               | 5,399,141株 |
| 2     | むらたひろゆき<br>村田弘行<br>(昭和35年9月17日) | 昭和63年5月 昴ハウジング株式会社入社<br>平成10年12月 当社入社<br>平成12年9月 取締役<br>平成15年2月 常務取締役<br>平成16年6月 専務取締役<br>平成20年3月 取締役(注4)<br>平成22年3月 代表取締役副社長<br>平成23年3月 代表取締役社長(現任)                                         | 168,964株   |
| 3     | はやしやすろう<br>林裕朗<br>(昭和34年2月23日)  | 昭和57年4月 株式会社足利銀行入社<br>平成16年7月 同社 公務金融部長<br>平成19年7月 同社 日光支店長<br>平成22年4月 当社入社<br>管理本部 財務部長<br>平成22年6月 常務取締役<br>平成23年4月 管理本部財務総括<br>平成24年3月 専務取締役<br>社長室長<br>平成25年6月 全社総括<br>平成26年4月 取締役副社長(現任) | 23,019株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位・担当<br>(重要な兼職の状況(注3))                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | さいとうあつお<br>齋藤 淳夫<br>(昭和31年4月26日)  | 平成2年4月 エリエールペーパーテック株式会社入社<br>平成9年3月 当社入社<br>平成14年6月 取締役<br>平成18年4月 常務取締役<br>平成20年3月 管理本部長(現任)<br>平成24年3月 専務取締役(現任)                  | 209,834株   |
| 5     | さやまやすし<br>佐山 靖<br>(昭和44年10月31日)   | 平成4年4月 渡辺建設株式会社入社<br>平成9年4月 当社入社<br>平成17年6月 取締役<br>平成20年3月 常務取締役<br>開発本部長(現任)<br>平成25年6月 専務取締役(現任)                                  | 69,798株    |
| 6     | たにひでき<br>谷 英樹<br>(昭和48年4月15日)     | 平成11年10月 当社入社<br>平成15年2月 株式会社那匠建設入社<br>平成15年12月 当社入社<br>平成22年1月 建築本部 建築部長<br>平成23年4月 建築本部長(現任)<br>平成23年6月 取締役<br>平成25年10月 常務取締役(現任) | 19,781株    |
| 7     | いしかわまさやす<br>石川 真康<br>(昭和51年5月31日) | 平成7年4月 東武建設株式会社入社<br>平成9年2月 当社入社<br>平成21年4月 住宅営業本部 本社営業部長<br>平成23年4月 営業本部長(現任)<br>平成23年6月 取締役<br>平成26年5月 常務取締役(現任)                  | 32,020株    |
| 8     | はやしかずひさ<br>林 和久<br>(昭和33年10月5日)   | 平成18年6月 株式会社木下工務店入社<br>平成20年2月 当社入社<br>平成22年4月 県南支社 営業部長<br>平成23年6月 県南支社長(現任)<br>平成24年3月 執行役員<br>平成25年6月 取締役<br>平成26年5月 常務取締役(現任)   | 9,333株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位・担当<br>(重要な兼職の状況(注3))                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | 小磯 裕<br>(昭和32年3月6日) | 昭和54年4月 株式会社足利銀行入社<br>平成21年4月 同社 宇都宮中央支店長<br>平成22年6月 同社 人事部長<br>平成24年7月 当社入社<br>執行役員<br>財務部長<br>平成25年6月 取締役<br>平成26年5月 常務取締役(現任)<br>財務総括(現任) | 5,933株     |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)は、原則として業務執行取締役として選任し、各取締役がそれぞれ異なる分野の業務を主管する立場から相互に監督するとともに重要事項の意思決定に関与することを基本として、能力・資質・経験・実績等を考慮して候補者を選任する方針です。

各取締役候補者の選任理由は、次のとおりです。

- ・菊地俊雄氏は、当社設立以来、代表取締役として社長及び会長を歴任し、豊富な経験と住宅事業のみならず経営全般にわたり卓越した見識を有しており、引き続き代表取締役会長の職責を担うべく選任をお願いするものであります。
- ・村田弘行氏は、営業部門統括の取締役就任以来、副社長に至るまで要職を歴任した後、平成23年からは代表取締役社長として当社の業績拡大を果たしてきた実績を有しており、引き続き代表取締役社長の職責を担うべく選任をお願いするものであります。
- ・林裕朗氏は、前職での金融に関する豊富な知識と経験を有し、当社入社後は財務担当取締役、副社長として当社の経営体質強化に貢献した実績を有するため、引き続き取締役副社長としての職責を担うべく選任をお願いするものであります。
- ・齋藤淳夫氏は、管理部門統括の取締役として、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、財務報告等の体制の構築と強化に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。
- ・佐山靖氏は、開発部門統括の取締役として、当社グループの事業の要となる分譲用地の取得・開発において事業拡大に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。
- ・谷英樹氏は、建築部門統括の取締役として、住宅の品質・性能等の向上と事業拡大に対応した生産体制の確立に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。
- ・石川真康氏は、本社営業部門統括の取締役として、栃木県県央エリアの販売を推進するとともに、当社グループ全体の販売管理体制の強化に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。

- ・林和久氏は、県南支社営業部門統括の取締役として、栃木県南部エリア及び隣接他県エリアの販売拡大に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。
  - ・小磯裕氏は、前職での金融に関する豊富な知識と経験を活かし、財務部門統括の取締役として、事業資金の円滑な調達や財務部門の強化に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。
3. 各候補者の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・菊地俊雄氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館及びグランディリフォーム株式会社（以上、当社の連結子会社）の取締役並びに新日本物産株式会社（当社の大株主）の取締役を兼務しております。
  - ・村田弘行氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館及びグランディリフォーム株式会社の取締役を兼務しております。
  - ・林裕朗氏は、茨城グランディハウス株式会社及び群馬グランディハウス株式会社の代表取締役を兼務しております。
4. 村田弘行氏は、平成19年11月から平成22年3月までの間、茨城グランディハウス株式会社代表取締役社長に就任しており、その職務に専任するため取締役となったものであります。
5. 所有する当社株式の数は、平成27年3月31日現在の株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、当該定款変更の効力が生じた時に、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における監査役全員（3名）が任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位・担当<br>(重要な兼職の状況(注5))                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※1    | 湯澤 一<br>(昭和28年5月10日) | 平成4年10月 栃木テレサービス株式会社入社<br>平成12年5月 当社入社<br>平成15年6月 取締役<br>平成20年7月 常務取締役<br>平成22年5月 取締役<br>ゼネラルリブテック株式会社<br>代表取締役社長<br>平成22年6月 当社退社(注6)<br>平成24年6月 当社常勤監査役(現任) | 144,806株   |
| ※2    | 飯塚勝巳<br>(昭和7年12月9日)  | 昭和43年7月 税理士登録<br>飯塚勝巳税理士事務所開設<br>(現、税理士法人飯塚会計事務所)(現任)<br>平成13年5月 当社監査役(現任)                                                                                   | 256,474株   |
| ※3    | 伊藤 一<br>(昭和29年2月11日) | 昭和60年4月 弁護士登録<br>平成2年4月 伊藤一法律事務所開設(現任)<br>平成13年5月 当社監査役(現任)                                                                                                  | 一株         |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 飯塚勝巳氏及び伊藤一氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 監査等委員である取締役は、原則として、会社経営において重要な専門分野の方や、役員等の地位で会社経営に参画した経験のある方などから、人格・識見に優れ、経営の重要事項の意思決定への参画及び取締役の業務執行の監督・監査をするに相応しい方を候補者に選任する方針です。

各取締役候補者の選任理由は、次のとおりです。

- ・湯澤氏は、常勤監査役として厳正かつ公正な監査を実施してきた実績を有するとともに、財務部門担当の取締役の経験を有し業務執行の監督においても適任であると考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
- ・飯塚勝巳氏は、昭和43年に税理士事務所を開設以来、大手企業をはじめ多数の企業の経営全般にわたる指導をされており、その知識と経験を活かして当社取締役として経営全般の監視をお願いするとともに、税務・会計の観点を含めて経営に対する適切な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ・伊藤氏は、永年の弁護士としての活動を通じて幅広い法律知識と経験を有しており、その知識と経験を活かして当社取締役として経営全般の監視をお願いするとともに、特にコンプライアンスの観点から経営に対する適切な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5. 各候補者の重要な兼職状況は以下のとおりです。

- ・湯澤氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブレック株式会社、株式会社中古住宅情報館及びグランディリフォーム株式会社の監査役を兼務しております。
- ・伊藤氏は、株式会社トラスト精密の監査役を兼務しております。

6. 当社連結子会社のゼネラルリブレック株式会社代表取締役社長の職務に専任するため、当社取締役の兼務を解消し、退社したものです。

7. 当社は、飯塚勝巳氏及び伊藤氏が監査等委員である取締役に就任した場合、両氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

8. 当社は、飯塚勝巳氏及び伊藤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定であります。

9. 所有する当社株式の数は、平成27年3月31日現在の株式数を記載しております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、当該定款変更の効力が生じた時に、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位・担当<br>(重要な兼職の状況(注5))                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 武内修康<br>(昭和35年1月3日)  | 昭和58年4月 株式会社日立製作所入社<br>平成14年6月 当社入社<br>平成21年4月 管理本部 管理部長(現任)<br>平成24年3月 執行役員(現任) | 41,521株    |
| 2     | 小林健彦<br>(昭和30年4月24日) | 昭和60年12月 税理士登録<br>小林健彦税理士事務所開設<br>(現任)                                           | 18,000株    |

- (注) 1. 上記候補者のうち、小林健彦氏は小林健彦税理士事務所の代表であり、同事務所は当社と税務顧問契約を締結しております。なお、武内修康氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 武内修康氏は、監査等委員である取締役である湯澤一氏の補欠として選任するものであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社を退職いたします。
3. 小林健彦氏は社外取締役候補者であり、社外取締役である飯塚勝巳氏及び伊藤一氏の補欠として選任するものであります。
4. 候補者を補欠の監査等委員である取締役として選任する理由は、次のとおりです。
- ・武内修康氏は、入社以来、企業法務や内部統制等の体制整備に関与し、現在は法務・経理部門担当の執行役員として取締役に準じた地位で経営に参画していることから、監査等委員として適任であると考え、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。
  - ・小林健彦氏は、永年にわたり税理士として多数の企業の経営全般にわたる指導をされており、その知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業経営に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5. 小林健彦氏は、関東信越税理士会の会長及び日本税理士会連合会の副会長を兼務しております。
6. 小林健彦氏が社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額とする旨の、同法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 所有する当社株式の数は、平成27年3月31日現在の株式数を記載しております。なお、武内修康氏の所有する当社株式の数は、従業員持株会における持分を記載しております。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成9年5月6日開催の第6回定時株主総会において年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）をご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、監査等委員である取締役を除いた取締役を「監査等委員でない取締役」という。）の報酬等の額を年額360百万円以内とすること、および各監査等委員でない取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきます。なお、監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は9名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員でない取締役は9名となる予定です。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件に、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 宇都宮市大通り二丁目4番6号  
ホテルニューイタヤ 3階 天平の間

